

【直接的必要経費の取扱い】

○…直接的必要経費として認めるもの

△…条件付きで直接的必要経費として認めるもの

一 般		農 業		不 動 産	
勘定科目	判定	勘定科目	判定	勘定科目	判定
仕入原価	○	小作料・賃借料	○	地代家賃	△ ※2
外注工賃	△ ※1	種苗費	○	修繕費	△ ※2
地代家賃	△ ※2	素畜費	○		
荷造運賃	○	肥料費	○		
水道光熱費	△ ※2	飼料費	○		
旅費交通費	△ ※3	農具費	○		
通信費	△ ※2	農薬衛生費	○		
修繕費	△ ※2	諸材料費	△ ※3		
消耗品費	△ ※2	修繕費	○		
		動力光熱費	△ ※2		
		荷造運賃手数料	○		
		土地改良費	○		

※1 外注工賃が給料賃金に相当する内容である場合は、直接的必要経費とは区別して取り扱うものと解釈する。

従業員の雇用があり、給料賃金(専従者給与を含む)の支出が認められる場合は、社会通念上、認定対象者は従業員に対してその社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当であるとは判断致しかねることから、認定の対象とならない。

給料賃金に相当するとは、例えば、従業員を直接雇用せずに派遣委託しているようなケースで、その派遣委託費用が外注工賃として計上されている場合、給料賃金に相当するとみなし、給料賃金と同様の取扱いとすること。

※2 住居と事業所所在地が同一の場合、それぞれ事業使用割合で案分した額での計上であることが確認できた場合は全額経費と認めるが、確認できない場合は、案分割合50%で算定する。

※3 収支台帳等、明細があるときに限り認める。